

人事・労務を見つめる・・・



Nozomi-Planning レポート



平成21年12月号 Vol.36



撮影地 京都府美山町 「樹のある風景 初雪」 撮影者 笹川 元

今月のTOPICS

【人事・労務】

- ・「サービス残業」問題を抱えていませんか？
- ・ハローワークにおける

「雇用支援ワンストップサービス」

【医療・介護】

- ・新たな競争の時代に突入した調剤薬局
- ・今話題の「介護職員処遇改善交付金」とは
- ・産業医の選任に対する助成金

【その他】

- ・外国人労働者の就労について
- ・書籍紹介 「脳を変える究極の理論 かもの法則」
- ・12月の税務と労務の手続き[提出先・納付先]



のぞみプランニングは「健全な事業運営」「働く人々のやる気の向上」等を応援する **社会保険労務士** を中心としたコンサルティングオフィスです。

人に関する法律の専門家として、あらゆる相談、トラブル解決のお手伝いをします。また、他士業（弁護士・公認会計士・税理士・中小企業診断士・行政書士・FP等）との幅広いネットワークでトータル的にバックアップします。

【発行元】 合同会社のぞみプランニング
〒530-0012 大阪市北区芝田1丁目4-17-9F
TEL (06) 6377-6177 FAX (050) 3488-0145

【企画・編集】 合同会社のぞみプランニング
〒530-0012 大阪市北区芝田1丁目4-17-9F
TEL (06) 6377-6177 FAX (050) 3488-0145

理念：「共に学び、共に育み、共に分かち合う」
[http:// www.nozomiplanning.com/](http://www.nozomiplanning.com/)

◆ 人 事 労 務 ◆

「サービス残業」問題を抱えていませんか？

監督指導による賃金不払残業の是正結果が公表されました。



平成 21 年 10 月 22 日に厚生労働省が発表した「賃金不払残業に係る是正支払の状況」によりますと、平成 20 年度に労働基準監督署の是正指導を受けて 100 万円以上の不払い残業代を支払った企業数は 1,553 社で、過去最多であった前年度に比べて 175 企業減りました。支払額は、約 196 億円で、これも過去最多の前年に比べて減少しました。しかし、対象労働者数は、18 万 730 人で前年度と比べて 1,187 人増加しています。

マクドナルド事件から日が経ち、「名ばかり管理職」の問題もあまり騒がれなくなってきましたが、監督署の是正指導は毎年行なわれています。もし不安がありましたら、遠慮なくご相談ください。

■■賃金不払残業に係る是正支払の状況■■

- 是正企業数 1,553 企業
〔前年度比 175 企業減〕
- 是正金額 196 億 1,351 万円
〔前年度比約 45 億円減〕
- 対象労働者数 18 万 730 人
〔前年度比 1,187 人増〕

＜100 万円以上の割増賃金の是正支払状況＞

業 種	企業数	対象労働者 (人)	是正 支払額 (万円)
製造業	381	24,948	220,194
鉱業	0	0	0
建設業	101	6,281	88,401
運輸 交通業	73	42,930	234,521
貨物 取扱業	9	413	6,437
農林業	9	58	1,952
畜産・ 水産業	0	0	0
商業	364	31,700	455,613
金融・ 広告業	89	26,148	347,111
映画・ 演劇業	3	142	1,938
通信業	14	529	11,428
教育・ 研究業	63	5,181	79,475
保健 衛生業	121	18,171	240,360
接客 娯楽業	127	9,386	62,480
清掃・ と畜業	20	616	4,208
官公署	0	0	0
その他の 事業	179	14,227	207,233
計	1,553	180,730	1,961,351
		1 企業 平均額	1,263
		1 労働者 平均額	11

■ ■ 最近の関連ニュース ■ ■

◆ ちゃんこ「若」に未残業代支払い命令 (2009/09/18)

元社員 6 人が訴訟を起こし、同社に計 2,600 万円の支払いを命じる判決が出ました。

◆ すかいらく「名ばかり管理職」是正 (2009/08/10)

6 月から新しい人事制度を導入し、店長 3300 人に残業代の支払いを開始したことを明らかにしました。

★さらに平成 22 年 4 月 1 日から、改正労働基準法により、割増賃金率の引上げ等が実施されます。労使で十分に話し合い、この改正に対応した就業規則の改訂、労使協定の締結等の体制整備を行う必要があります。アドバイスはお任せください。

〈ハローワークにおける「雇用支援ワンストップサービス」〉

◆ 「緊急雇用対策」の目玉

政府が 10 月 23 日に公表した「緊急雇用対策」の中の 1 つに、「雇用支援ワンストップサービス」というものがあります。新聞報道によれば 11 月下旬からサービスがスタートするとのことです。

ハローワークに確認しても、「詳しい手続き等はまだ明らかになっていない」とのことでしたが、一体どのようなサービスなのでしょう？



◆ どのようなサービスか？

この「雇用支援ワンストップサービス」は、ハローワークにおいて「職業の紹介」や「生活資金の貸付け」、「住宅手当の支給」「就業の支援」（働きながら介護資格を取得できるようにする）などの複数の手続きについて、失業者が一

括して行うことのできるサービスです。

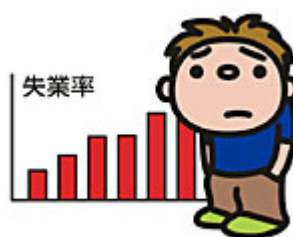
これまでは、これらの複数の手続きを別々のところに申請しなければなりませんでした。ハローワークの職員、自治体（福祉関係）の職員、社会福祉協議会の職員などが一体となって、失業者等に対して雇用を支援するためのサービスを行います。

◆ 今後の状況

まずは都市部（東京都、愛知県、大阪府など）のハローワークにおいて試験的に実施され、年内は 12 月 29 日・30 日も開庁するとのことです。そして、利用状況をみながら、年末年始にかけて実施都市、実施日を増やしていくことが検討されています。

最近では完全失業率に若干の改善がみられますが、9 月に厚生労働省から発表された「非正規労働者の雇い止め等の状況」によれば、2008 年 10 月～2009 年 12 月までに実施済み（または実施予定）の非正規労働者の雇い止め等は、全国 4,127 事業所で計 23 万 8,752 人となるなど、まだまだ厳しい雇用環境が続いています。

このワンストップサービスの実施により、昨年末に大きく報道された「年越し派遣村」の再来を防ぐことが期待されています。



◆ 医療・介護 ◆

＜新たな競争の時代に突入した調剤薬局＞

調剤薬局の市場は 1990 年代以降、急速に拡大してきました。背景には、厚生労働省による「医薬分業」の推進であることは言うまでもありません。安易な薬価差による医療機関経営を廃し、医師は診療に専念し、調剤は薬剤師に任せ、医療の質向上と効率化を図ることが主な目的です。



医薬分業の推移を分析すると、1980 年代までは概ね 10 パーセント程度で推移してきた処方箋の受取率は、1990 年の 12 パーセントから 2000 年は 39.5 パーセント、2005 年には 54.5 パーセントと急激に伸びてきています。そしてここ数年は伸び率は鈍化しているものの拡大基調にあり、2007 年の受取率は 57.2 パーセントとなっています。

院外処方が拡大するにつれ、国民医療費の中に占める薬局調剤医療費も比例して増加しています。1990 年の 5200 億円から 2000 年には 2 兆 7 千億円と 5 倍に拡大し、2007 年には 5 兆 1000 億円と、1990 年の 10 倍に達し、全国民医療費に占める割合も 15 パーセントとなりました。

しかし、未だ医薬分業には地域格差があります。秋田・神奈川・佐賀などは医薬分業の先進県で、70 パーセントが院外処方を達成していますが、北陸は 30 パーセント未滿と低水準です。ただし今後も伸び率は鈍化するものの、全国的にみて調剤薬局市場は拡大することに間違いはありません。しかし分業が普及すると、診療報酬改定では調剤報酬点数が引き下げられる傾向となり、制度に対するリスク増は否めなくなる

でしょう。1996 年には、基準調剤加算の要件が、処方箋の集中度が 90 パーセントから 70 パーセントに変更となり、2002 年の改定では調剤技術料が引き下げられました。

これにより、調剤薬局の採算はより厳しくなり、経営基盤の弱いところでは閉店、中規模のチェーン店でも大手の系列に入るなどの動きがすでにみられるようになりました。また、大手のドラッグストアが調剤部門に注力しはじめ、競合相手となるなど、中小のチェーン店の脅威となってきています。

今後は、業態を超え、スーパー、コンビニを交えた競争となるのは必至です。小売業界が低迷する中、拡大基調にある調剤薬局市場をめぐる中小のチェーン店にとっては、受難の時代となりそうです。

＜今話題の「介護職員処遇改善交付金」とは＞



◆支給対象は？

厚生労働省は、「介護職員処遇改善交付金」を積極的に活用するよう求める事務連絡を、介護保険関係団体などに出しました。

この「介護職員処遇交付金」は、介護職員の処遇改善に取り組む事業者に対して、平成 21 年 10 月から平成 23 年度末までの間、計約 4,000 億円を交付するものですが、平成 24 年度以降も介護職員の処遇改善に取り組んでいく旨の方針を示しており、引き続き取組みを進めていくとしています。

交付金により賃金改善できる職種は、原則として指定基準上の介護職員、介護従業者、訪問介護員等として勤務している職員が対象ですが、他の職務に従事していても、介護職員として勤務していれば対象となります。ただし、訪問看

護など、人員配置基準上、介護職員のいないサービスは対象外となります。



◆支給方法は？

この交付金は、介護サービス提供に関わる介護報酬に一定の率を乗じて得た額を、毎月の介護報酬と併せて交付し、事業年度ごとに事業者が提出する実績報告に基づき、余剰金が発生した場合には、その額を返還するものです。

また、交付金事業の年度区分は、当該年の4月から翌年の3月支払い分まで（12カ月間）とし、その交付金の額の根拠となる介護サービスは、原則として、当該年の2月から翌年1月までに提供された介護サービスとなります。

ただし、平成21年度および平成24年度については、交付金支給の始期および終期が異なります。

◆申請手続、その他の要件

申請手続は、交付金見込額を上回る賃金改善計画を策定し、職員に対して周知を行ったうえで都道府県に申請を行い、承認が得られれば、介護職員の賃金改善に充当するための資金が介護報酬とは別に毎月自動的に交付されます。

なお、交付金は、原則として申請があった月のサービス提供分から対象になりますが、当初については、平成21年12月中に申請した事業者に限り、10月サービス提供分からさかのぼって交付となります。

このほかにも、労働保険に加入していることや、交付金の対象事業者としての申請日の属する月の初日から起算して過去1年間に、労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、労働者災害補償保険法、雇用保険法等の違反により罰金刑以上の刑に処せられていないことが支給要件となっています。

〈産業医の選任に対する助成金〉

◆他の事業者と共同での契約も可

常時50人以上の労働者を使用する労働者のい

る事業場では、産業医の選任が義務付けられていますが、義務のない小規模の事業場において、産業医を選任して労働者の健康に関する活動を行おうとする事業者を支援する助成金として、「小規模事業場産業保健活動支援促進助成金」があります。

この助成金は、常用労働者数が50人未満の事業場の事業者が、他の事業者と共同または単独で産業医と契約を結び、その産業医に保健指導・健康相談等の保健活動をさせた場合に、その費用の一部を最大3年間補助する制度です。

◆「産業医」とは？

産業医とは、医師のうち、日本医師会から産業医の認定を受けた人や、労働衛生コンサルタント試験の保健衛生区分に合格した人等で、労働者の健康管理等を行う人のことです。

産業医の活動としては、「職場の見回りによる作業改善のアドバイス」、「健康診断結果に基づくアドバイスによる労働者の健康管理」、「長時間労働者への面接指導による健康防止対策」などがあります。

その結果、健康に対する労働者の意識が向上したり、生活習慣病の防止が図れたりするなど、快適な職場づくりにつながるといえます。



◆快適な職場づくりに役立てる

助成金の額は、労働者の人数に関係なく一定の額です。産業医による保健活動にかかった額（上限21,500円）×活動回数（年4回まで）＝年間上限86,000円を3年間受けることができます。

長時間労働による精神疾患や過労死の問題が大きく取り上げられている中、「快適な職場づくり」は社員の定着率を向上させる効果があります。産業医の選任義務のない小規模の事業場において、助成金をうまく活用しながら快適な職場づくりにつなげてもらいたいものです。

◆ その他 ◆

〈外国人労働者の就労について〉

今年も早いもので12月に入りました。昨年のリーマンショック以後経済の低迷が続く中で迎えた2009年を経済指標で少し振り返ってみました。

まずは、日経平均株価です。今年の1月5日は、8,991円でスタートしました。そして、一時期10,000円を突破した時もありましたが11月20日現在9,497円と年初に比べて少し持ち直した状態でしょうか。為替は1月5日が92.05円で11月27日に86円台と14年ぶりの円高をきろくしました。この1年は、ほぼ90円前後で推移してきました。一方雇用の方は、完全失業率が、1月で4.1%でした。それが、10月の予測で5.4%と年初に比べて悪化しております。11月20日の政府発表にもありましたようにデフレ状況にあるとの現状を示していると思われま。

さて、このような状況で推移した外国人労働者の雇用問題についてふれてみたいと思います。



リーマンショックまでは、日本各地で外国人労働者が多く働いていました。そして、現在も製造業や医療・介護等幅広い業種で外国人労働者を必要としている構造的状況には変わりはないでしょう。医療・介護の業界では東南アジアを中心に国の政策（経済連携協定（EPA）に基づく受入れ）として多くの医療従事者を受け入れようとしています。現在は製造業を中心に企業業績の悪化により、一時的に外国人労働者を必要としないだけの状況です。

しかし、国内に目を向けると外国人労働者が安心して仕事に従事できる環境は、整っていないと言わざるを得ません。実際の生活面だけでも、インフラの未整備状態は多くあります。外国国籍の子供には義務教育を課していません。日本語教育の支援も不十分で学校教育についていけなく、途中で学校をやめるケースが多く出ています。また、「火事の時」、「子供が急病の時」等救急時の対応が判らない等「10年近く日本に住んでいても、もっぱら工場と自宅の行き来ばかりで、驚くほど日常の基本的なことを知らない人が多い。」（日経ビジネス2009年11月23日号より）という指摘も多くあります。

今後、現在の少子化世代が就労世代になる時、如何に労働不足を補うかが大きな課題となってくるでしょう。外国人労働者について政府の政策動向を注視するとともに、国際化の中で我々も再認識する時期が来ているのではないのでしょうか。



本文中にありました、「経済連携協定（EPA）に基づく受入れについて」の詳細は厚生労働省のHPよりダウンロードできます。以下のアドレスです。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/other22/index.html> をご覧下さい。

ご質問等は、弊社担当者までお問合せ下さい。



今月の書籍紹介 ～ 一押しの一冊をご紹介します ～ 『脳を変える究極の理論 かも之法則』

(著者：西田文郎 現代書林 1500円＋税)



著者、西田文郎氏。北京五輪で金メダルを獲得した女子ソフトボールチームの指導を行ったことで有名な方です。メンタルトレーニング指導の国内第一人者に相応しい方ではないでしょうか。

よく書籍等に「過去は変えられない。未来ならいくらでも変えられる。」と見かけます。この書籍はそれを真っ向から否定するところから始まります。なぜなら、未来は過去の延長線上に作られるから。「過去、現在を変えてしまえば良い、あきらめるくらいに簡単な方法で。」著書の提言です。

その簡単な方法とは・・・「かも之法則」。びっくりくるくらいにシンプルな心の法則です。自分の進みたい未来を作るのは、二種類の「かも」。

◆ 否定的なかも

- ・成功したい。でも、できないかも
- ・夢を叶えたい。でも、叶わないかも

否定的なかもは、意思や願望を打ち消します。オートマチックに自分の未来を打ち消すのです。

◆ 肯定的なかも

- ・次は成功するかも
- ・できるかも

肯定的なかもは、行動をおこし、行動から想いが確信へと変わります。

もしも失敗したとしても、失敗が成功のための検証となり、詰めとなり、発展となります。

人間は自然と「否定的なかも」が発生する仕組みになっています。ならば、その瞬間に「肯定的なかも」に置き換えれば良い。この事が何度も何度も言葉を変えて書かれています。

この書籍は、「かも之法則」を分かりやすい具体例をまじえながら、数々の法則として紹介されています。例えば、「良いかもが羽ばたいている脳はプラスの実現能力が高まる。悪いかもがはばたいている脳では、マイナスの実現能力が高まってしまう。」「かもの巣は右脳にある」「かもが私たちの現実を変える」等です。本田宗一郎氏や松下幸之助氏、豊田佐吉氏がなぜ成功したかも、この「かも之法則」に基づいて説明されています。

この書籍を読み終える頃には、どうすれば自分の進みたい道を実現できるかが、読みやすい文章と分かりやすい具体例を元にすぐ実践できること間違いなしです。また、意識することで全てのごとや時間をとても楽しく、有意義なものできると、感じるができます。

著書が最後につづっている言葉。すぐに実践できると感じませんか？

- ・ 不満のある者は感謝せよ。不満は感謝に追いつけない。
- ・ 不安のある者は愛を持て。不安は合いに追いつけない。
- ・ 悩みのあるものは行動せよ。悩みは行動に追いつけない。

「かも」は単なる助動詞です。

しかし、自分の人生にイノベーションを引き起こす可能性を秘めた「未来を作る助動詞」です。1つでも多くの「肯定的なかも」を飛ばすことが、自分の未来を形づくるのです。

読みながらワクワク。読み終えるともっとワクワク。すぐに実践できるお勧めの一冊です。

(執筆 Y.H)



<12月の税務と労務の手続[提出・納付先]>

10日

○源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付〔郵便局または銀行〕

○雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合>

[公共職業安定所]

○労働保険一括有期事業開始届の提出<前月以降に一括有期事業を開始している場合>

[労働基準監督署]

15日

○勤労青少年旅客運賃割引証交付申請書の提出<12月15日~1月25日>

[労働基準監督署]

31日

○固定資産税<都市計画税>の納付<第3期分>〔郵便局または銀行〕

○健保・厚年保険料の納付〔郵便局または銀行〕

○日雇健保印紙保険料受払報告書の提出〔社会保険事務所〕

○労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出〔公共職業安定所〕

本年最後の給料の支払を受ける日の前日まで

○年末調整による源泉徴収所得税の不足額徴収繰延承認申請書の提出〔税務署〕

○給与所得者の保険料控除申告書<生命保険・損害保険・社会保険>兼給与所得者の配偶者特別控除申告書の提出〔給与の支払者〕

~ちょっとブレイク~



一昨年にも雪景色で見ていただいた美山町かやぶき民家の集落です。昭和30年頃よりその保存状態が目立って、現在も多くのかやぶき民家での生活がなされており、年々観光客で賑わっています。写真はもちろん、絵画を楽しむ人たちも、画角や構成を相談しながら散策しているようです。先日もこの集落の中にある民宿に写真仲間と宿泊し、宿の主人も一緒になって地鶏と地酒の夜を堪能しました。

当事務所より一言

初冬の候 皆様ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。ジングルベルの曲が聴かれる季節となり、いよいよ本格的な冬將軍の到来となりました。

本レポートも今月号が Vol 36。創刊以来丸3年が経ちました。これも皆様のお陰と感謝いたしております。心より御礼申し上げます。

さて、「忘年会ラッシュ」は一段落でしょうか？ 景気を反映してか歓楽街の人出や盛り上がりもいまひとつ、の感ですね。ここ数年、客単価が、7~8年前より1,000円~2,000円程度安くなっています。それでいて料理の質・量はさほど変わっていないと感じますが、皆様のところではいかがですか。飲食店の経営努力には本当に頭が下がります。安くお酒を飲めるのは、我々にとっては大歓迎ですが…。「物価下落」と「景気悪化」は深刻な問題です。

昨年のリーマンショック、先日のドバイショックに端を発した「円高」「株安」「デフレ」は企業業績を確実に傷め、雇用状況を悪化させます。我々、社労士の出番もますます増えそうです。

今月も手軽に最新情報をお読みいただける「のぞみプランニングレポート」をお届けします。一日の仕事前に、またちょっと一息・・・といった時にご覧になってください。当事務所は、事業主の皆様のお役に立てるよう日々、東へ西へと奔走しております。「誠実・迅速・熱意」をモットーに、お声がかかればどこにでも飛んでいきます。「労務トラブル」「就業規則作成」「人事制度の策定」「メンタルヘルス対策」「社会保険・給与計算」等、お気軽にご相談ください。今月ものぞみプランニングレポートをお届けできることを嬉しく思います。皆様との「出会い」「ご縁」「絆」に心より感謝申し上げます。

by 執筆者一同

